

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		豊島区政策評価委員会(令和元年度第3回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課・行政経営課
開催日時		令和元年9月30日(月) 18時00分～19時30分
開催場所		庁議室(庁舎5階)
会議次第		1. 開 会 2. 議 事 1.令和元年度施策評価における外部評価の実施について(第2回目) 対象施策:【施策No.2-1-2】外国人住民とのコミュニティの形成・促進 2.その他
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	原田 久(立教大学法学部教授)・外山公美(立教大学コミュニティ福祉学部教授)・大崎映二(行政アドバイザー)・益田直子(拓殖大学政経学部准教授)・猪岐幸一(公認会計士)・池田隆年(特定非営利活動法人日本ファシリテーション協会監事)・佐藤和彦(豊島区総務部長)・金子智雄(豊島区政策経営部長)
	事務局	企画課長・行政経営課長

審議経過**1. 開 会**

行政経営課長： 本日の流れですが、施策評価表及び事務事業評価、事務事業表の説明を20分程度、大体40分ぐらいで質疑応答、意見交換をしていただき、最後に各委員から講評をいただく予定です。

続きまして、資料3-2、施策評価のポイントです。前回と同様ですが、4つのポイントを中心に施策評価を行っていただきます。

まず、1点目は、施策の成果の指標が施策の達成度をあらわすものとなっているのか。指標の目標値等は妥当か等の視点で評価をお願いします。

続いて、施策を構成する事務事業評価を踏まえた分析について、事務事業の進捗状況や施策達成状況との整合性があるのかという視点で評価をお願いします。

3点目は、施策貢献度の考え方です。貢献度の設定の考え方が妥当であるか、貢献度と今後の事業の方向性が妥当であるか、このような視点での評価をお願いいたします。

最後に来年度の方針が、事務事業評価や施策貢献度の結果、環境変化を踏まえた方針になっているのか。どうしてこのような施策展開を考えるに至ったのか。このあたりについての評価をお願いしたい。私からの説明は以上です。

原田委員長： ありがとうございます。

2. 議 事**(1)令和元年度施策評価における外部評価の実施について(第1回目)****対象施策：【施策 NO.2-1-2】外国人住民とのコミュニティの形成・促進**

原田委員長： 大体前回と同じですので、皆さんおわかりかと思えます。

それでは、実際に、施策評価表と事務事業評価表、特に施策評価表についてご説明をお願いします。

私もぼんやり記憶していますが、基本計画を作成する段階で、色々な議論があったのですが何とかその部分の計画も策定できた。しかし、「ほわっ」としたソフト系の分野であるのは間違いないので、そうした特徴をつかまえながら、議論をしていきたいと思えます。それではご説明をお願いします。

政策経営部長： 今回の議題である「外国人住民とのコミュニティの形成・促進」施策の評価について、まず簡単にご説明し、その後、施策を構成する事務事業評価について、各担当から説明をいたします。

上位の政策として、「多文化共生の推進を」基本計画で掲げていますが、その中には2つの施策があります。1つは重点施策の「2-1-1 国際理解の推進」であり、オリンピックや、グローバルに対応した英語教育などがいろいろ書いてあります。主に多言語対応であるとか、国際交流をどれぐらい推進するのか、ということを取上げて、ホームビジットの件数等を指標にしています。

それに対して、本施策は、重点施策ではないのですが、政策経営部の施策として、達成状況等も踏まえ評価対象施策に選定されました。

施策評価表をご覧ください。「2-1-2 外国人住民とのコミュニティの形成・促進」ですが、担当は、政策経営部。広報課、区民相談課、あと記載はありませんが、多文化共生担当課長は企画課長が兼務しており一緒に参加しています。

8番、施策の目標ですが、国籍や人種などを問わず、ともに暮らす区民として、地域

コミュニティをつくっていくという環境の整備であるとしています。

現状と課題については、既に基本計画作成当時とは随分かわっていますが、外国人登録者割合が31年1月で10.4%、これは全国で第2位の自治体で、3万人以上の外国籍住民の方が暮らしています。本区の特徴としては、特に、20歳代の留学生及び単身世帯の外国籍住民が最近増えており、身近な国際化が進行します。その一方で、暮らしを一緒にするということでは、ごみの出し方であるとか、子育て、あるいは教育、住居の住まい方であるとか、地域コミュニティへの参加、防災、災害時の対応、通常の言葉、生活習慣の違いからくるさまざまな諸問題への対応に苦慮している地域もあり、様々な地域で対応しているのが現状です。

10番、施策の実現に影響を及ぼす環境の変化ですが、外国人の人数が相当数伸びています。この背景を遡って記載していますが、平成18年に総務省のプランが出て、24年には、法務省が在留の管理制度を改定し、かかる住民台帳登録法および高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度がスタートしました。基本計画の作成が、26、27年ですので、その後の事柄が基本計画作成後の流れになりますが、平成27年には第5次出入国の管理基本計画が制定され、共生社会の実現といった言葉もでてきました。厳格で適切な入国審査の一方で、受け入れることも触れられるようになってきたということですが、直近では31年4月施行の改正入管法により、特定技能1号、あるいは2号も創設されましたが、本日現在でこれらがどんどん増えているという状態ではなく、本区も同様です。これは、今後のことであり、本区においては、31年の改正以前から、特にベトナム、ミャンマーを中心として、非常に学生さんが増えており、その方々がアルバイトという範疇で働いているというのが特徴と考えています。

国の組織は、出入国在留管理庁という名称に変わり、いわゆる入管の制度はあるが、行政の制度はないとよくいわれていたのですが、多少そういうことについても、動き出しているというのが、我々の受け止めです。

11番、施策の取り組み方針として、多文化共生に関して継続的な研究・検討、それから庁内のさまざまな実施事業で課題が出ているので、それらの取り組みの検討や、職員への多文化共生に関する周知・啓発をすることです。

12番、投入コストの推移については記載のとおりですが、それほど大きくは変動しておらず、一般財源についても記載のとおりです。

13番、指標ですが、これが非常に大きいということで取り上げられたと思っていますが、指標は地域で外国人と交流があるかの質問に、イエスと回答する区民の割合を設定しています。基本計画をお持ちでしたら、参照していただければと思いますが、基本計画の71頁に記載のとおり26年度当時の比率は6.2%でした。目標値の6.8%、7.1%と伸びて、令和2年度に8%という数値は、当時のトレンドから想定した。それにしても低いという話はあったが、26年以前からの流れをそのまま延長させて出した結果です。

これに対しての実績ですが、先ほど、区内に10.4%の方がいると申し上げましたが、当然、街中にもたくさんいるわけで、隣の方も外国の方だということが増えました。実績としては、28年度に10.4%、29年度に13.5%、30年度もほぼ同じとなっており、数字上では達成率は150%や190%など大きくなります。想定をはるかに超えた回答が区民の方から出ているということです。

指標の重要度の割合は100。設定理由としては、どのぐらい日本人と外国人の方の交流がされているのかの客観指標がとりにくいことから、毎年度実施する区民意識調査から出しています。

14番、施策の達成状況ですが、基本計画後期目標で平成37年度、令和7年度に10.0%としているので、30年度の実績は既にそれをも超えているということです。これについて、また後ほど、ご意見をいただければと思います。

アンケートによる意識の指標なので、今後、下振れの可能性もあると記載していますが、あまりないかと思います。これは、外国人居住の急増によるものだと思いますが、このあたりの評価が問題なのかと思います。指標重要度は、採用指標が1つなので、100としています。

15番、構成する事務事業評価を踏まえた分析は、後ほど、それぞれに出てきますが、企画課は、担当課長が設置され多文化共生担当課が所管する多文化共生推進事業とずばり一致する事業名があります。

それから、区民相談課の窓口があり、そちらでは人種等関係なく対応する場所なのですが、区民相談の中で例えばテレビ電話による多言語通訳サービスなどを行っていますのでそのことにも触れています。

広報課も、ホームページの中で特に外国人の方向けのページを用意しており、多言語でかつ、外国人のための生活情報について触れるようなタイトルがあります。相談支援に該当する基本計画の中の事項は、それらの事業でと考えています。

多文化共生推進事業には、もう一つ主な取り組みがあり、外国人住民との交流支援に該当するものと捉えています。

16番、施策貢献度の考え方ですが、外国籍登録者数の増加などの現状を踏まえると、情報提供や相談支援の充実というのは非常に基盤となる大事なものであると考えていますので、ホームページ制作の貢献度は星3つとしています。

17番、来年度の方針ですが、政策「多文化共生の推進」に連なる施策としての「国際理解の推進」の取り組みは、体系的かつ総合的な取り組みが若干行われていないのかなという気がします。29年度から、これも含めて多文化共生に関する専管組織を設けて担当課長を置きました。多文化共生に関する研究・検討を深め、考え方を整理し、基本方針も策定しました。そうしたことから、今年度も引き続きですが、来年度は、当該方針を踏まえて計画事業等の再編を図っていきたいと考えています。これについては、後の説明でも少し触れていただければと思います。

18番、新規・拡充事業の効果や必要性については、そうした状況を踏まえていききたいと思います。

19番以降は、具体の事業になりますので多文化共生担当課長から説明いたします。

多文化共生推進担当課長： 多文化共生推進担当課長です。よろしく申し上げます。

B表ということで、次に添付されている、事務事業評価表のほうをご説明します。

原田委員長： 事務事業のほうは簡潔にお願いします。

多文化共生推進担当課長： わかりました。

事業の目標は、多様な価値観や文化を尊重することにより、国際理解の推進を図ることで、対象は区民・事業者・行政機関等、さまざまな主体です。

事業の概要は、まず、庁内で検討会議を立ち上げます。そして、多文化共生推進の基本方針策定のため、学識経験者の方にも入っていただいた検討会を設置・開催します。そして、外国籍区民の方へのヒアリング調査などを行ってきました。基礎データの部分は外国人数等を記載しています。

30年度の取り組み内容としては、基本方針の策定委員会の開催、基本方針の策定、区職員の研修実施、動画の作成、配信などを行ってきました。

「活動指標と」しては、検討委員会2回の開催回数を掲げています。

成果指標ですが、①は基本方針を策定するということがまず一つです。②は一部誤りがあり申しわけありませんが、30年度目標24.5は25.0の間違いです。たいへん失礼いたしました。30年度の目標が25.0、実績が24.8です。若干目標を下回っていますので、元年度は25.0の据え置き目標としています。

多文化共生推進担当課長： お手元の資料ですが、右下にパワーポイントの頁数がふってあります。最初の5頁は説明を省略します。6頁は外国籍の住民数のみでいうと全国で12番目です。

7頁ですが外国人の割合に関しては全国で7位です。左側に少し難しい漢字の北海道の自治体が並んでいます。これは、リゾート地の村落部で、海外からのスキー客に対応するため、ホテルが住み込みの外国人の従業員を雇用しているようなパターンです。外国籍住民の規模を1万人以上に限れば、新宿区に次いで豊島区が2番目です。割合としては、新宿区が12%、豊島区が10%です。

状況は9頁目にありますが、うなぎ登りに増えています。一時、震災の後で凹んでいますが、それ以降は大体3万人前後となっています。割合としては、1番多いのが中国の方で4割、2番目がベトナム、3番目がネパールを母国とする方です。この7年間で比べますと、ベトナムから来た方が14倍、ネパールから来た方が5倍と急増している状況です。

11頁は外国人の年齢構成です。突出して20代が多く大体5割を占めます。

日本国籍も含めた住民全体では、20代に関しては30%で3人に1人が外国人という状況です。20代の中でも、特に20歳を取り上げたのが13頁です。20歳の38.4%、住民の4割が外国籍という状況です。

在留資格は、14頁目に記載されていますが4割が留学生の方です。

また115カ国からの来日と多言語化も進み、ベトナムの方はベトナム語、ネパールの方はネパール語、ミャンマーの方はビルマ語を使うため、多言語対応も必要です。

このような状況を踏まえた課題としては、来日して間もない方は、日本の社会のルールが何も分かっておらず非常に軋轢が生じやすい。どのようにアナウンスをしていくか。あとは保険や医療、福祉の現場は命にかかわるので、こうしたところでの言語の部分をどうするか。そして日本語教育や外国児童への教育の充実や、防災時に活躍できる外国人人材の育成が挙げられます。このような課題を踏まえ、去る3月に策定したのが基本方針です。20頁に記載のとおり、暮らしの支援、交流の促進、活躍支援の3つを柱としています。

暮らしの支援では、ユーチューブなどで動画配信を行っており、現在、5,000回ぐらい再生されている状況です。共生意識の醸成としては、一例ですが、区民ひろばで、お年寄りが昔遊び等を教える交流事業を通じて、近くの専門学校の学生と顔見知りになり、

毎朝、挨拶を交わすようになったりする好事例がありました。このような活動を粘り強く進め、相互理解に繋げていきたいと考えております。

28頁の活躍支援については、課題が多いため、多方面からご指導をいただきながら進めていきたいと考えています。多文化共生事業については以上です。

次に区民相談課の区民相談事業です。本日、区民相談課長が欠席のため、私から簡単にご説明させていただきます。

事業の目標は、日常生活の問題を解決に結びつけるために各種相談事業を案内し、援助を行うものです。対象は、国籍を問わず日常で困りごとのある方です。事業の概要は、①から③まで記載されていますが、一般の相談、専門的な相談、そして外国人の方の相談です。③の外国人相談につきましては、日本国籍の方と同じように対応していますが、言葉の問題があるため通訳の方を置いています。その関係で、時間帯が10時から5時に限られています。曜日は記載のとおりで、英語と中国語の方、韓国語の方には、予約をさせていただいて対応する体制をとっています。

30年度の取り組み事業としては、一般相談にまとめて書いていますが、区民相談、外国人相談を行うとともに、土日開庁に合わせた相談業務の体制を継続することです。

活動指標としては、相談日数、土日の開庁日数、要は開けることを目標としています。

成果の指標は相談件数などを記載しています。30年度は、29年度とほぼ横ばいの目標で出しました。件数と実績は、若干減っていますが、大体同程度の5,421件です。全体の件数はこの数字で、外国人の相談件数は、29年が511件、30年が552件ということで、設定した目標を上回っています。日曜窓口の一日平均人数は1人です。説明は以上です。

広報課長：

続きまして、豊島区ホームページ制作経費について説明します。こちらは、外国人の方に特化はしていません。全体のホームページの制作経費です。

事業の目標が区民・来街者に区政情報を早く、的確にということで、外国人の方向け、観光客の方に向けた「Plus 1Day in IKEBUKURO」というまち歩きのご案内と、「外国人のための生活インフォメーション」を作成しています。「外国人のための生活インフォメーション」では、自動翻訳の英語と中国語と韓国語をホームページに入れており、日常生活に必要なごみの分別や、国民健康保険の関係とかを説明しています。

また、インバウンド向けの多言語サイトでは、6カ国の翻訳プラス日本語で用意しており、まち歩きのご案内をしています。

活動指標は、ページの公開、更新件数で、日本語のページも含めたすべてになっていますが、大体1,000ページ位を1カ月で更新している状況です。また、豊島区のホームページの訪問数ですが、徐々に上がっている状況です。その中でも外国の方ですが、国別で見ると、日本に次いで、アメリカ、台湾となっており、9カ月間でアメリカが1,565件程度、台湾が1,440件程度で、まだまだ数が少ない点が課題です。事業費は、30年度、令和元年度とあまり変わりありません。外国語のページについては、更新部分がミャンマー語や、ベトナム語では自動翻訳ができないため、個別に翻訳していくことを考えています。

評価ですが、今後も国外向けに発信していくということで、日本観光局との連携により、インバウンドのポータルを充実させていきたいと考えています。

また、生活情報につきましては、今、ベトナム、ミャンマー、ネパールについても、

言語、ホームページの中で関連するところをまとめたページを作成しており、自動翻訳できる英語や中国語、韓国語に加え、ネパール、ミャンマー、ベトナムの方にもわかりやすいホームページを心がけています。

原田委員長： 以上で説明はよろしいですか。税のほうもありますか。
もし、必要であれば、また言及いただくということにします。

政策経営部長： わかりました。

原田委員長： ありがとうございました。それでは、私ども委員との意見交換、質疑応答の時間とさせていただきます。

まず、いくつか、本日の議論をするに当たって、非常に難しいと思うことがあります。総合計画が10年物でつくられる段階で、最新かどうかは別ですが、施策ごとの部門別計画があるところと、ないところがあり、この多文化共生は以前から総合計画の項目としてあり、記載はあるのだけれども、それ以上に具体化された分野ごとの計画、あるいはそれに先立つ指針みたいなものが総合計画をつくる時に存在していなかった。ところが、計画を回していく間に、これは何とかしないといけないという認識でおそらく基本方針ができてきた。多分当時は、総合計画に書かれていた内容ぐらいで、個別具体的な対応から徐々に事務事業を始め、それが一定程度の規模を持つだろうという見通しが立ってくると、それに基づいて何か計画をつくって云々みたいなことを考えていかなくてもいけない。こうした事態が、基本計画を運用している途中ぐらいで認識されて、今に至るという状況の中で、当初に設定した指標をどう議論、その達成度をどう議論するのかが非常に難しい気がしています。

しかし、今度の後期基本計画の見直しでは、おそらく基本方針を盛り込んでいくようなことになるのかと思います。そのあたりは、評価そのものではなく、計画の策定の話ですが、どういう見通しでしょうか。

多文化共生推進担当課長： 基本計画について後期の見直しをどうするか議論はまだこれからです。

ただ、ご指摘いただいたように、国策もあり、状況の変化がかなり激しい分野ですので、先をどう読むかという点には苦慮しそうです。

原田委員長： なるほど。そういう議論をしていると、ますます今後の課題みたいな話は、評価結果に基づいて議論することが非常にやりづらい。そこをどう考えるかという気がします。

こうした話は、政策評価委員会で初めて出てきた話ではない。今後の展望のところで、状況の変化が激しいので、こんなふうにするというように、評価結果を余り使わずに何をするかという議論になる。だから、別のエビデンスを使うのですが、となると、やはり10年単位ですべての施策を回していくことが、施策によっては非常に不適切な分野があるのかなという気がします。インフラ系の事業のように、積む金額により、行う事業が決まってくるような議論は簡単です。先日、F委員と議論した児童虐待の問題は典型的にそうですが、5年前、10年前と全然事態が違ったりすると、本当に評価して「何の意味があるの？」とは言いませんけれども、そうしたところをどう考え、評価委員会として、どんなコメントをするのかということが非常に気になるところです。

今後の基本方針の議論もありますが、まずはこの評価結果、施策評価あるいは事務事業を見て、どのように受けとめられるのかということを中心に議論し、それに基づいた場合に、この基本方針はどうかということ議論したいというふうに行っていく

いと思います。いかがでしょうか。

D委員： 質問させていただきたいのですが、指標の一つが区民意識調査ということですよね。この区民意識調査は、外国人籍の住民の方が答える可能性はあるのでしょうか、ないのでしょうか、わからないのでしょうか。

多文化共生推進担当課長： 可能性は、あります。

区内を5カ所の地域に分け、それぞれ1,000人ずつ無作為で18歳以上の区民の方を抽出して調査票をお送りしています。その中には、外国籍の方も入っています。

D委員： そうすると、その方は、日本人を含めて、外国人との交流があるかという質問に答えるということになりますか。

多文化共生推進担当課長： そうということです。

D委員： 加えてヒアリングをされていると思うのですが、この外国人住民に対するヒアリングというのは、指標には反映できない内容なのでしょうか。

企画課長： ヒアリングは平成29年度に実施したのですが、少し時間はたっていますが、参考にできると思います。しかしながら、このヒアリングは、一定程度、日本に馴染んでいる方を対象に実施したもので、最近増えている留学生のように、来日したばかりの方の意見は反映されていないところに課題意識を持っています。

D委員： ありがとうございます。外国人籍の住民の方の意見を吸収するといいますか、そういう場がもう少しあってもいいのかなと思って質問させていただきました。

原田委員長： 私どもの大学でも日本語を解さない学生がいた場合に、どう彼らの授業のアンケートをやっていくかというやはり英文を用意する。必要な場合には、授業で直接渡すとかになる気がします。また、ジェンダーバイアスや日本人、外国人、特に日本人バイアスのあるアンケートについても、今後は考えないといけないのかもしれない。

アンケートがユニバーサルなのかどうかという点では、これを聞いてみたいということで聞いてしまうけれど、これは外国人にはわからない質問だというような質問は当然ある。だから、文章を日本語から英語にするだけではなく、日本国籍目線みたいなものではないアンケートが要るのではないかという気がしました。ほかの方はどうですか。

B委員： 私も全く同じことを考えていまして、それは難しい気もしますが、それができれば、外国人が急増していってもこの実績値が上がっていくということは、外国人の方をターゲットにしていればなると思いました。

原田委員長： そういう意味では、これは日本人に非常に限定した質問になっている。要するに、舶来物を輸入するような感覚がまだまだあるということです。設問自体がまだユニバーサルな感じではない。ほかにはどうですか。

C委員： D委員の質問に関連するのですが、例えば、多文化共生事業について、事業の目的のところでききなり区民が出てきています。この区民の定義には、外国人が入っているのか。いわゆる住民という意識なのか、それとも住民登録をしている区民、もしくは、かなり狭い日本人を意識して書かれているのかということから整理していかないと、D委員から指摘のあった、外国人側の意向が全然把握されていない、表現されていない、そういうところにつながってしまうのかなと思いました。

それから把握については、例えば区民相談でいえば、相談内容からいろいろ把握できる。相談内容を精査することで把握できることもあるのではないかと。つまり、具体的に

はどういうことにお困りになっているとか、どういうことを欲しているとか、そういうこともあるのではないかと。相談を受けられているのであれば、そうした情報も共有化されるといろいろな意味でいいのではないかと思います。

施策評価表の目標については、実績値の推移のほうに注目をしながら、担当としての現実的な目標、事業展開時の目標のようなものに、うまく移して、進行管理していければいいのかと思いました。

原田委員長： ありがとうございます。今、C委員ご発言でいうと、所管課、所管部長としては、この数値は状況が随分変化したとはいえ、どういうふうに受けとめているのか。もっといいと思っているのか、それともみたいなところなのか。いかがでしょうか。

政策経営部長： 区の人口の10%が外国人の方ですから、当然の数値という気もしますが、すごく向上が図られているかという、この数字でいうのは個人的には疑問に感じている。

時間がなくてできていないが、例えば違う自治体では30%、40%が当たり前というのであれば、まだ、我々は違うのだとなるが、そうした比較ができていないので、なかなか評価が難しいところです。それはそれとしてまた研究したいです。また、先ほどの区民がというのは日本人のことかと言われるとそのとおりです。ご指摘のとおりで、外国人側からどういうふうにみているという点が現時点でも一番足りていない。指針をつくる時には、かなりいろいろ入れたのですが、日常的にそういうものを取り入れていくという体制に欠けているなどというのはご指摘のとおりだと思います。

C委員： 資料の中に外国人の割合の一覧が出ているが、群馬県大泉町は仕事で関わったことがある。こちらに行くと、実際のところ家族で来ていていわゆるブルーカラーの仕事で働いている方が多い。しかもブラジル系なので、出てくる苦情のようなものが、夜遅くまで、12時過ぎまで平気で騒いでいるとか、その地域の特性というのが色濃く出てくる。

豊島区の場合、学生さんが多いということだと、そうした特徴が出てくるのではないかと。そこに焦点を当てた対応をしていくことが求められるのは当然かなと思います。

原田委員長： C委員がおっしゃるとおりで、やはりそこにある企業との関連で、特定の国の方々が家族を伴ってというのが非常にわかりやすい。浜松市だとか、群馬の幾つかの自治体というのはそうです。最近の都市部の多文化共生の非常に難しいところは、自治体によって、ある国の方がわっと集まってくる。蕨市なんかは典型的ですし、あるいは江戸川区とかもそうですよね。数年間で人口の構成割合が大きく変わってしまうとか。だから、豊島区はそういう意味では、構成がばらけていて恐らく苦情では偏りが無い。もちろん、中国、韓国が多いというのはありますが、固まって外国人が来る自治体では、中国とか韓国の割合以上に、特定の国がわっと多いとか、恐らくそうしたことがある気がします。

そもそも定住する気があるかという点でいうと、C委員の話にあった自治体とは、また全然違う気がします。ですから、後でまた言及しようと思いますが、多文化共生は「松」「竹」「梅」政策みたいな、多分3つぐらいある。今書かれているのは、それを網羅していると思いますが、松・竹・梅の順でみたいなところは、豊島区と江戸川区とか蕨市とかでは全然違ってくるのだろう。ともあれ、この目標達成率の割合みたいなものを、大体、外国人はどれぐらいイエスと答えて、日本人がどれぐらい答えているのかみたいなところもいずれきちんと考えた上で、予測をして、達成できているかどうかということ議論しないといけないのだと思いました。ほかの方はいかがでしょうか。

E 委員： ご説明ありがとうございます。今後調査を活用して、どのような状況になっているのかを把握する段階だと理解しました。

2点ほど教えてください。評価にあたり、前提となる状況が大転換するときは、委員長が言うように、数値を追っているだけでは追いつかない。そのときに考えられることは、例えば、別刷りの豊島区の多文化共生のまちづくり資料10頁、スライド9を見ると、豊島区国際化元年である1988年頃から、どういった成果が30年間ある一定のペースでほぼ続いているのか。平成24年の法務省在留管理制度の改定あたりから、震災の影響はありますが、それがあったとしても、平成27年からぐっと伸び始めた。まず考えられるのは、過去30年間、1988年から2000年代の頃が順調に伸びていた。このときの対策がどのような結果を生んだのか。そのときに求められていた多文化共生はどういうもので、それに対して、どう対応してきて、どんな結果だったのかというところの経過を伺いたい。

さらに、平成24年から国が新たな施策を行い続けている。ということは、個別のニーズを踏まえると同時に、受け入れたこちらの方針もきちんと把握しておけば、どんな人が今後伸び続けるかある程度読めるのだらうと思います。平成24年以降、急増する外国籍の住民の方を国はどんな方針で受け入れたのか。それと過去の30年間とどのような違いがあるのか。外国籍の人たちを受け入れる際の基本的な政策発想はどのように変化しているのかについてのご見解を伺いたい。

なぜなら、これまでの過去30年間の対応でよければ、量だけが増えたと把握するならば、量で対応すればある程度対応できることになります。もし質的に変わっているのであれば、別途の策を打たなければならないことになり、従来の施策では対応できないことになります。

いただいた施策評価表が平成28年以降になっているので、急増しているところだけしか分からない。量なのか質なのか。量的転換と見ればいいのか、また質的転換と見ればいいのか。そのあたりのところの現状認識を教えてください。

多文化共生推進担当課長： 1988年の国際化元年以降について、本区に関して申し上げますと専管の組織をつくって対応するのが1988年あたりから始まりました。そのときには区民相談課にも外国籍の方向けの相談窓口がありました。

その後、日本国籍の方と外国籍の方で相談窓口を分けていくほうがいいのかという議論があった。相談される方は、通訳の方が何でも答えられるわけではないので、そう考えると相談される方で一本化したほうがいいのかという議論の結果、現在の体制になっています。

その間、外国人の方は伸び続けてこのグラフにも表れているところです。先ほどのご質問にもありました入管法の改正後の変化については、入管から講師を招き国の考えを聞く機会も設けていますが、特定事業の資格ができてこれから働く方が増えてくる程度のことは分かっても、それが豊島区にどのように影響してくるかまでは、現段階では見通すことは難しい状態です。

E 委員： ありがとうございます。もう一つだけ。どんな人が入ってきているのか割合をみていくのが大事だというのがわかりました。

留学生の話がありましたが、スライド16でご説明がありましたように、留学の在留資格の方が4割。詳しくわかりませんが、残り6割の方が定住の方となる。ある意味、

4割の留学在留資格者なので、きちんと管理できていればターゲットにしやすいといえるのではないかと。

最初から強く感じたのが、豊島区が直接、個別の住民に対して、サービスを提供する側面ばかりの説明でしたが、留学生には受け入れ機関があります。そうした機関との連携もどこかに入ってきてもいいのではないかなと思うが、それがまったく入ってこないというのはどのような事情でしょうか。

多文化共生推進担当課長： 今年度から、学習院大学が主体となった、外国籍区民に対する日本語教育に関わる団体や関係機関の連携の場が立ち上がり、本区も参加させていただいています。この中で、区内14の日本語学校との連携もはじめています。

また、例えば、国民健康保険課が日本語学校へ赴き、保険制度について説明するような取り組みも、所管レベルで進めています。

政策経営部長： 最初のご質問にまとめて答えると、私の感想としては質だと思います。

基本計画をつくる以前の10年ぐらいの間は、そんなに留学生のこととかはなく、そのイメージもなかったが、急増した部分がありました。当時、多いと言われていた中国の方たちも、最初のうちは学生でしたけれども、既にもう一回りして、豊かな方もいらして、しっかり税金を納めているみたいなことは聞いています。大学にも、非常に高度な勉強をしている方がたくさんいます。それに対してベトナム、ミャンマーを中心に圧倒的に数が増えているが実質は働くためと我々はとらえています。日本語ももちろん勉強されていて、我々も聞いていないので分かりませんが、本当は定住したいのか、学生という立場の間に稼ぐだけ稼いで戻るのか、戻りたいのか。その辺の考えが、日本に来てから少し変わるのか、そのあたりはきちんとつかめていない。

そのあたりの方々も、質的にも違うので、国民健康保険料の滞納で追いかけてこしてたいへんな面もありますが、生活面では仲よくしていることもあると思っています。例えばゴミ出しのことなどは、外国語で書くなど様々な施策を行っているので、最近はその程度でもありません。ないわけではないですが、苦情は少ない気がします。それぞれの国にコミュニティ的なものがあるので、先輩たちが、ここはこういうことをやると怒られるぞとか情報伝達がされているが、我々はそこまで関与できていない。ということで、答えは質ではないかと思っています。

E委員： ありがとうございます。

原田委員長： E委員の質か量かという問題もよくよく考えると難しく、多分計画をつくるときに、我々がイメージしていた外国人というのは中国籍の一国だった。C委員が発言されたように、国籍がある程度偏っていると何らかの対応は比較的しやすい。ところがF委員の話だと、質的な問題として、今度、上に乗ってきたレイヤーは広く薄くの人たちだった。要するに国が100を超えると、当時はおそらくそんなことは考えていなかった。だからAという国が来て、Bという国が来て、定住をする人たちがいるということであれば、比較的何らかの形で対応でき多分簡単だったのだろうという気がしますが、そのあたりを我々は読めなかった。人と金は、地方自治体では全くコントロールできませんから、国の政策がどうあれ、動くときはわっと動くがそれを読み切れなかった。

もし、E委員が言われるようなことを、次期計画や後期計画の策定の見直しがあるときに挙げるとすれば、次のトレンドは一体何かをきちんと見ておかないと、またE委員のご

質問、ご意見につながってくるのかという気がします。一体次は何なのか。先ほどF委員の言われた通り、あるいはE委員の2つ目の意見にもかかわりますが、やはり大学あるいは専門学校に聞いてみるというのは一つの手ではないか。要するに留学生はここに居続けようとしているのか、それとも短期的に稼ごうとしているのか。多分だんだん前者になっているのではありませんか。日本に居たいと思う人が増えていくとなると、松竹梅の政策、施策も、バランスを考えた上で実施していかないといけない。つまり、20代で留学生だからその人たちが差し当たり生活できればいいという対応だけで済むかということ、そうではない可能性も考えて、次の施策を具体化し、それをはかるべき指標というのを考えていかないといけないという気がします。留学生の就職は決して容易ではないが、希望しているというところでつかまえて、この先5年というのを見ていかないといけないと思いました。A委員、何かご質問ご意見ありますでしょうか。

A委員 少し大きい話になってもよろしいでしょうか。委員長の最初のお話から、本当に難しい話だということで、事務事業評価のところは先ほどから上の段階の話が入っているような気がします。これまでの話の流れも皆さんの言うとおりで感じました。

一番感じるのは、少し言い過ぎかもしれないですが、トレンドを追いかけるよりも豊島区がどういう人たちに来てほしいかを決めて動いたほうが、変な言い方ですが、政策評価に落とし込むためには合うかなという気がしました。つまり、わざわざ年齢構成別も出していますが、とにかく若い人たちに来てほしい、留学生に来てほしい、その人たちに定住してほしい、その人たちが家庭を持ち子供を産んでほしい、なおかつ馴染んでもらい、高齢者の比率を下げるなり、高齢者の面倒を見てもらいたい。いろいろな道があると思いますが、ある程度そのシナリオがあり、それに基づいて政策があり、もう一度、政策評価の指標に落としたほうが、これまでの質問とか、ご指摘がより整理しやすくなるのではないかと思います。

多文化共生推進担当課長： 今後も、先を見据えた課題研究は続けていく必要があると認識していますが、今回の入管法改正を踏まえ、例えば中小企業や商店街で働き手として外国人に期待する声や、また介護の現場での働き手不足で外国人人材の力を借りたいという要望は、地域からは上がっていないようです。

A委員： よくない話ですが、今ヨーロッパではどんどん移民が増えてきて、ロンドンでは、移民や移民を親にする住民の方が半分になっている。そうすると、多様性が何かということや、小学校、中学校の教育からやっている。しかし移民が来てから対策を立てるというふうにはイギリスはしていない。どういう方々がロンドンなり、自分の都市に来てほしいかを想定しておいて、それで教育のところから持ち上げて、経済政策から何から考えていくというぐらいに、かなりもうドラスチックに進めている。

東京全体とは言いませんが、豊島区は一番、入り口として入ってきやすいところかもしれない。そうした流れになることを想定しながら、5年先、10年先には、説明しやすくなるのではとの思いであり、現状をどうこう申し上げているわけではありません。

多文化共生推進担当課長： どうもありがとうございます。

政策経営部長： ご指摘の通りで、我々もヨーロッパ的なもの、先に進んでいるインターカルチャーのシティーの研究は始めているところです。例えば農業自治体や工業が発展している自治体であれば簡単です。明らかに日本人が足りませんから、外国人材はウエルカムになる

と思います。池袋はサービス産業が多く、飲み屋もたくさんあります。外国の方がホールをしていて、外国の方がいなかったら1軒も回らないのではないかなんかと思いつつ飲んでます。ただ、そこにだけ焦点を当てればいいのかどうかでいつも悩んでいます。

あわせて、基本計画の頃から始まった国際アート・カルチャー構想があり、これは発信の側で大きく出ています。特に中国、韓国との3国の文化事業というのを今年大いに実施しており、区内側の方々の協力を全面的にいただいています。中国、韓国の在日の方々にも仲良くしていただいて、そこからの発信も非常に応援いただいている。こういうつながりをどう発展させていくかは、区としてとても大事なことなので、多分間違いないだろうと。あわせて、どれぐらいサービス業に関心を寄せていくのか。学生さんはどうせ帰ってしまうみたいなことで、あまりサービス産業の基幹になってもらえないな考えは出ていない。

原田委員長： 多分、A委員の発言の前提には、評価の指針みたいなところが、当時なかなか表で言にくいところがあった。当時は、場所とか、国籍とかがぼんやり念頭にありながら、それを具体的に議論するというのは非常にしづらかった記憶があります。また、そういう発言を特定の議員さんがしたりして困った記憶があります。

だから、抽象的に議論をせざるを得ないような難しいところもややあったという気がします。故に評価をするときに、こういう指標を立てたり、目標を立てたりするときに、どういう施策でいくかみたいなところが、ちょっとつかみづらいところがあったのではないかな。それを一つの議論として、明確にしていくということは今後ある。そうしていくと、多分評価がしやすくなるという気がしています。

だから、「えいや」という議論の仕方よりは、「ぼわっ」とさせざるを得なかった施策を評価するのは、やはり後につけが回ってくる気がして反省しているところです。G委員、何かございますか。

G委員： 半年前まで区民部長をしており、外国人の方々と接することもありましたので、その感想みたいなことを少しお話させていただきますと、豊島区に来る留学生が非常に多いということですが、かなり二極化しています。それこそ、立教大学を初めとして大学で学んで、博士号を取っていこうというエリートの方々と、留学生といいながら、率直に言うとならば仕送りをするために稼ぎに来ていますという人たちです。これは、本当に極端に二分化しています。

稼ぎに来ている人たちは、実は日本に来ると税金を払う、個人住民税というものがある。それから個人住民税と同じだといっているような強制加入の社会保険制度があつて国民健康保険料も払わないといけない。そういうことを知らないで来ています。政策経営部長が言ったとおり、どういうふうに政策課題というのを設定して、対応していくかというのはなかなか難しいというのが、実態としてはあると思います。

コンビニも飲み屋も従業員は外国人の方が多い。大変な仕事、長時間労働、深夜にわたる仕事というのは、多くは留学生の方々です。そういうことでは支え手にもなっているのだらうと思います。そんな状況ですので、これからどうしていくのかは難しいと思います。

アトカルに関して言うと、美しく言えば多様性ということですが、インバウンドの観点でいうと、本当は欧米からもっとたくさん来てほしいというトーンが、当初議論をし

ていたころは強かった。ただ、東アジア文化都市開催のチャンスをつかみましたので、足元のアジアにもきちんと足腰を据えながら取り組み、今に至っていると思います。

どういう人たちに来てほしいのかということと言うと、お金を持っていて、豊島区に富をもたらしてくれる人たちにたくさん来てほしいというのは、もちろんあると思うのですが、そういう人ばかりが来るわけではないということです。むしろ、数的に言うと、そういう人は少数派だということかと思えます。

それはそれとして、評価を見ていて若干混乱があると感じたのが、インバウンドの視点で、これはどちらかというと基本計画の7本目の柱「魅力と活力のあふれるにぎわいのまち」とか8本目の柱「アート・カルチャー」世界から呼び込みましように近いかと思います。それよりは、例えば、外国人のための情報の提示には、どの言語にどれだけの利用者がいるのか、あるいは、区民相談の相談からして、こういう情報が不足しているというあたりをチェックしていくほうが、このテーマには符合していると思いました。そのあたりについてご意見、ご感想をお聞かせいただければと思います。

広報課長： 多文化共生の観点からみれば、日常生活の中で、外国人の方にどのように情報を提供していくかの部分が必要かと考えています。

英語や、韓国語、中国語は、自動翻訳である程度対応できますが、特に急増しているベトナムや、ミャンマーは、自動翻訳が入れていない中で生活に関するインフォメーションサイトを特別につくっています。それが実際に、例えば留学生の方に対して、どういった情報が届いているのか、またどういった点が足りないのか等の調査ができていない状況です。区のホームページには、動画で留学生の方に、日本に来たときには、こういう手続きが必要ということを示していますが、もう少し分析が必要なのかと考えています。

G委員： この計画を策定したときにまったくない事業だったので、そもそも指標の中にそういったものが入ってくる余地がないので、それは仕方がないと思っていますが、そういう指標が今後は入っていくといいのかもしれないと思います。

原田委員長： 大体、全員の方からご意見、ご質問を頂戴しました。まとめてしまうのは、なかなか難しい、幅の広い施策ではありますが、この場が上がってきた理由は目標が当初想定した以上に達成されているところです。どうしてそれが達成されたのか、例えば、実績値13%は、大半は日本国籍を有している方々が多いのだらうと思いますが、そうした回答者の属性なども含めて、どうしてなのかをやはりもう少し立ち入って考える必要があるのでしょうか。

もう一つは、先ほどE委員が発言されたように、ずっとこの5年ぐらい、トレンドが変わっているのか、そうしたところを踏まえた実績値になっているのかを見ていかないといけない。ようやく多文化共生の方針をつくったところで、だいぶ状況が変わっているから、なかなか評価しづらいよねと考える前に、もう少し、何かができるかもしれない。そうしないと、たぶん移り変わりが早い施策の領域は、永遠にしっかり評価しないということになりがちです。

ですから、この指標を、もう少しだけ大事にして、何がもう少し出てくるかみたいところを、不十分だということは承知しつつも進めることが、我々政策評価委員会からお願いしたいことという気がいたします。おそらく、そこから得られるものは、次期の

総合計画の後期の見直しであるとか、あるいは現在進められている、この多文化共生の基本方針の肉づけあたりに生きてくる気がします。

ぜひ、もう少し、この評価について、可能な限り深掘りをしてほしいというのが、政策評価委員会として言うべきことかという気がいたしました。

これが、私なりのまとめです。全員の方々の意見がカバーされているわけではありません。それを踏まえた上で、今後の基本方針の肉づけや総合計画の見直しについてどう考えるかについては、先ほどA委員が発言されたようなことを踏まえていくのか、また、そのトレンドみたいなものを見定めておくのかは、検討しておく必要はあるのだろうなという気がいたします。ぜひとも、そうしたところを考えていただき、実際に活字にするかどうかは内部で議論する話という気がします。

先ほど、多文化共生は松・竹・梅だというふうに申しましたが、多分、一番ベーシックな政策というのは、外国人がスムーズに豊島区に住めるというようなことで、それが梅です。竹は、たぶん外国人であろうとなかろうと、関係なく同じようにスムーズに生きていける。3つ目は、先ほど、どなたかが発言されていましたが、呼び込んでほしい人にどんどん活躍してもらおうということでしょう。要するに、こういう外国人に来てほしいという、助っ人外国人的な、例えば、お祭りもこういう人たちが住んでくれると、こんなお祭りになっていいみたいな攻めの施策もあるのかという気がします。

こういう松、竹、梅の施策は、どんな人が今後来るのかとか、それがどんな世代なのかとか定住しそうなのかどうかでおそらく変わってくるのでしょうか。そうしたところを見定めた上で、先ほどの評価結果とあわせて、次の見直しにつなげていくということになるという気がいたします。感想ですけども、申し上げておきたいと思います。

うまくまとまったような気もいたしますし、意外にそうでもないかなという気もします。両方の感想を持ちますけれども、以上が今回の政策評価という形にさせていただきます。

3. 議事

(3)その他

原田委員長： それでは、最後に事務局から何か連絡事項は。

政策経営部長： 次回は、11月7日の木曜日、午前10時から本日と同じ庁議室で開催します。
次回は、今年度実施した2つの外部評価について課題整理等を行う予定です。

原田委員長： 本日は、これにて閉会いたします。

提出された資料等	【資料】
	資料3-1 第3回施策評価委員会施策評価実施進行予定
	資料3-2 施策評価のポイント
	資料3-3 施策評価表
	資料3-4 事務事業評価表
	参考3-1 豊島区施策評価委員会名簿(令和元年度)
参考3-2 外部評価の実施にあたっての補足資料	

会議の結果	(1)令和元年度施策評価における外部評価の実施について(第1回目) 対象施策:(施策 NO. 2-1-2)外国人住民とのコミュニティの形成・促進
-------	---